

名古屋大学附属図書館高木家文書調査室

高木家文書調査報告 IV

一九七五年三月



文久2(1862)年8月 西山村時郷山境一件図面

52cm×54.5cm 多色

本文45ページ参照

目

次

まえがき

I 調査室運営

調査室の事業

1 高木家文書・文学部所蔵文書展示会

2 本学所蔵以外の高木家文書および関連文書調査

3 閲覧

III 分類・整理

1 分類項目

2 第四年度一点整理進展状況

3 解題

まえがき

高木家文書調査五カ年計画の第四年度終了にあたって、調査報告書の第四集を作成することになった。

本調査報告書では、はじめに、今年度の運営委員会の経過報告をし、つぎに、展示会、本学所蔵以外の高木家文書および関連文書の調査の諸事業について報告する。今年度の一点整理は五一八一点を終了し、初年度から通算して二八六九〇点となつた。また本文書の特色のひとつである厖大な治水関係文書も整理の準備段階を一応終了し、いよいよ本格的な分類、整理に入ることができるようになつた。そこで最後に、分類、整理の経過を報告するとともに、今年度整理済みの文書のなかからおもなものを適宜取りあげ、その仮解題をすることにする。

なお、この報告書は主として西田真樹室員によつて作成された。とくに解題はもっぱら同室員の執筆するところである。

一九七五年三月

I 調査室運営

1 第一回運営委員会 四月一九日

第三年度整理費決算について報告があり、了承された。つぎに、第四年度の整理事業計画が確認された。今年度は、財政、家政、支配、治水等を中心に約一〇一〇〇点を目標として一点整理をする。また、最終年度中に本文書の目録の第一分冊が刊行できるよう準備をすすめることになった。本学所蔵以外の高木家文書および関連文書の調査、採訪は従来どおり可能な範囲で図書館側の協力を得て実施することにした。対象として列挙されたものは、蓬左文庫所蔵東高木家文書、市田静馬氏所蔵西高木家文書、三輪豊氏所蔵西高木家文書、三輪巽氏所蔵文書である。展示会はテーマを治水とすることだけが確認された。古文書講習会は実施可能かどうか検討することになった。

第四年度の整理費支出計画は、原案では一〇%程度の賃金上昇を見込んで増額されていたが、審議の結果、すくなくとも二五%にまで引上げて計画書を作り直すことが了承された。

一九七四年度の運営委員会および調査室のスタッフはつぎのとおりである。

文学部教授	佐藤進一	(小委員会委員)
同 助教授	網野善彦	
教育学部教授	結城陸郎	
法学部教授	平松義郎	(小委員会委員長)
経済学部教授	塩沢君夫	(委員長)

理学部教授	島津康男	
医学部教授	岡田博	
工学部助教授	島田静雄	(小委員会委員)
農学部助教授	片岡順	
教養部助教授	伊藤忠士	(小委員会委員)
室長	塩沢君夫	
室員	西田真樹	
補助員	山下美智子	
牧敬敬子	(一二月二八日退職)	
高木庸太郎	(五月一日付)	
酒井雅子	(六月二八日付、八月三一日退職)	
中島淑子	(二月三日付)	

2 第一回小委員会

七月九日

平松小委員会委員長の海外出張にともない、伊藤助教授を小委員会委員長に互選した。

第四年度高木家文書整理費については、運営委員会の議決をうけて、人件費二五%増を組みこみ、総額で前年

度比四〇%余増の予算要求をすることになった。展示会は一ヶ月下旬に催すことになった。

3 第二回小委員会 一〇月三〇日

伊藤小委員会委員長の内地留学と平松教授の帰国によって平松教授を再度委員長に互選した。

今回的小委員会は事業の具体的検討が議題であった。治水関係文書の整理法、展示会の計画、目録原稿作成準備などについて話しあった。現地視察は適当な場所があれば実施することとした。

治水関係文書の分類、整理は、厖大な量の原文書にただちに着手することは混乱を招くおそれがあるので、準備段階として、昭和初年作成の仮目録を複写し、これを一点ずつ切り離して仮カードをつくり、これでもって分類し、全体の見通しをつけたのちに原史料を分類、整理し、本カードづくりに入るという手順にすることを確認した。

4 第三回小委員会 一月二二日

前回の小委員会以降の経過報告があった。そのなかで、平凡社から「墨色調帳」の一部を撮影したい旨申請があり、運営委員会の寺らまわり審議の結果許可されたことが報告された。今後、本文書の撮影は学術研究の用に供するもので、運営委員会で了承されれば許可されることになった。なお撮影許可にあたっての諸条件はさらに検討するものとした。

展示会は二月六日から一三日までの日曜、祝祭日を除く六日間とし、名称を「高木家文書・文学部所蔵文書展示会」と決めた。案内状は例年のように、東海地区の大学、公共図書館、高木家文書関係者に発送することになった。

つた。

5 第四回小委員会 二月一二日

今年度整理費支出状況について報告があった。つぎに整理上の見通しについて意見交換がされた。当初五〇〇〇〇点の見積りで出発し、現在までに約三〇〇〇〇点を整理したが、未整理文書を見積りしなおしたところ、約四〇〇〇〇点、あるいはそれ以上の文書が残っていることがわかった。この整理法についてはさらに検討することになった。

6 第二回運営委員会 二月二七日

年間の業務報告のあと、整理の進展状況について報告された。一点整理は六一小項目五〇〇〇点余であった。ちなみに、このように多項目にわたったのは、目録原稿作成の準備のため、補遺をおこなったためである。治水文書の整理は、分類項目の検討、治水関係年表、治水関係役人一覧表の作成とともに、仮カードづくりが完了したことが報告された。また未整理文書の概数についても紹介され、整理法をめぐって若干の意見交換があった。

つぎに今年度の整理費支出状況が支出予定とあわせて報告され、審議の結果了承された。第四年度の調査報告書については、その名称を「高木家文書調査報告Ⅳ」とし、従来どおりの報告書を作成することが了承された。最後に、目録の様式について検討され、参考として国立史料館その他の例が提示された。

今回はまず目録の様式について検討された。各種の目録を検討した結果、主として国立史料館の目録を参考にし、縦二段組、一点分最低二行、記載事項定位置にすることが決められた。また、一冊七〇〇ページ程度で分冊にすることが確認された。正式には来年度の運営委員会で決定することとした。

本年度の事業計画は、未整理文書が概算四〇〇〇〇点以上あることとも考えあわせて、本事業そのものの検討なくしては立案できないので、来年度第一回運営委員会に持ち越すことになった。

II 調査室の事業

1 高木家文書・文学部所蔵文書展示会

展示会は二月六日から一三日までの日曜、祝祭日を除く六日間、附属図書館視聴覚室にておこなわれた。参加者は、学内者六七名内学生五一名一般一六名、学外者五一名（一般）、合計一一八名であった。参加者には展示史料を簡単に解説したパンフレットを配布した。

高木家文書は治水関係文書を出陳し、木曾三川治水史における高木家の役割の概略が理解できるように配慮した。展示史料の種類と配列はつぎのとおりである。

△展示テーマ

高木家と木曾三川治水

△展示史料目録

一 役 儀

(1) 先祖代々川通持場其外御用勤書 文化一一（一八一四）年二月
年代不明

(2) 川通御普請仕立方同等之儀其外

心得方覺書写

天保一一（一八四〇）年八月

二点

二 用水論所見分

(1) 「大老奉書」（真桑番水井溝修復をめぐり争論出来につき見分命令）

（天和元（一六八一）年）正月

一点

(2) 「評定所達書」（真桑井組と曾井組争論につき見分命令）

（天和二（一六八二）年）四月

一点

(3) 「美濃郡代書状」（用水論落着につき分水の定土木伏込み立会依頼状）

（天和二（一六八二）年）五月

一点

三 普請見廻

(1) 元禄宝永度川通水行障害場所取扱普請

元禄一六（一七〇三）年

一点

(2) 野菜諸事買物覧

元禄一六（一七〇三）年六月

一点

(3) 御雇役御普請人足割付帳

元禄一六（一七〇三）年八月

一点

(4) 濱州川通御見分御用中船相立候賃錢請取帳

元禄一六（一七〇三）年一月

一点

(5) 濱州川通水行障場所取扱御普請御入用帳

元禄一六（一七〇三）年一二月

一点

(6) 濱州川通村々取扱榜爾杭手形帳

(7) 海西郡野上村（幡長村）御堤間數籠出改帳

(8) 条々（川通水行障害物除去につき触書）

宝永元（一七〇四）年一二月

宝永二（一七〇五）年三月

宝永二（一七〇五）年四月

二点

二点

一点

（二）宝曆治水

(1) 「普請願無之一札」

(2) 濱州川々御普請所願出候留書

(3) 乍恐奉願上候御事（普請願）

(4) 木曾川通堤腹付猿尾所々繕下目論見帳

(5) 「普請目論見絵図」

(6) 「家臣起請文」

(7) 覚（御手伝方役付届書）

(8) 御扶持方米請払勘定帳

(9) 蒼海記 一、二

「宝曆三（一七五三）年」五月

宝曆三（一七五三）年五月

宝曆三（一七五三）年六月

宝曆三（一七五三）年七月

年不詳

宝曆四（一七五四）年二月

宝曆四（一七五四）年三月

宝曆五（一七五五）年一〇月

宝曆四（一七五四）年仲春より

（三）その他

(1) 「勘定奉行勘定吟味役連署状」

(2) 乍恐書付を以奉願候（普請願）

(3) 乍恐奉願上候御事（普請差止願）

(4) 書付を以申上候御事（普請異議なき旨届書）

「寛政元（一七八九）年」一一月

延享元（一七四四）年七月

延享四（一七四七）年六月

延享四（一七四七）年六月

一点

(8) 川通御用先触（人馬徵發触）

午

益三拾四ヶ村（障八拾壹ヶ村）口書

(6) 御普請ヶ所付帳

午

今般御組込御普請奉願上候ヶ所帳

(8) 急破箇所付帳

亥一二月

御堤急破御普請ヶ所書上候

(10) 御普請出来形差上帳

文化一三（一八一六）年二月

文化一三（一八一六）年二月

文化一三（一八一六）年二月

文化一三（一八一六）年二月

明和三（一七六六）年七月

天保五（一八三四）年九月

寛政元（一七八九）年一〇月

寛政元（一七八九）年一〇月

天保五（一八三四）年九月

天保五（一八三四）年九月

天保五（一八三四）年九月

天保五（一八三四）年九月

天保五（一八三四）年九月

天保五（一八三四）年九月

一点

(9) 美濃伊勢尾張御取扱川通村順帳	正徳四（一七一四）年八月	一点
(10) 差上申一札之事（取扱場に作物植樹等につき詫状）	延享四（一七四七）年八月	一点
(11) 川通村々請印帳	天保五（一八三四）年一〇月	一点
(12) 川通御用木錢米代払帳	天保五（一八三四）年三月	一点
(13) 川通御用日記	天保五（一八三四）年正月 天保六（一八三五）年正月	二点
その他	秀吉刀狩 年不詳	一点

(1) 「木曾三川流域絵図」

年不詳

以上四七種五三點

文学部からは、島津忠恒書状、中山王尚豊書状、伊勢貞昌書状、島津家家老連署状、北条氏照書状、秀吉刀狩令が出陳された。

2 本学所蔵以外の高木家文書および関連文書調査

八月二十五日、第一回目の時、多良採訪をおこなった。かぎられた時間内に完全な調査は望むべくもないが、以下に記すような史料を撮影できた。今後の調査が期待される。

まず高木家の建立になる臨済宗妙心寺派の正林寺では、「済生山正林寺記」「済生山正林寺縁記」（ともに成立年代不明）と、「西高木家御法号」を撮影した。前二者は、高木貞衛、貞輝等の信仰との関連で正林寺の縁起

が記述してある。これを裏づける文書は、本学所蔵文書のなかには、享保一四（一七二九）年正月一五日付の寺地寄進証文の写し、同じ日付で北脇村と福宣村の庄屋、年寄から「此御寺地ニ付北脇村福宣村惣百姓共少茂申分無御座候、尤境内ニ而殺生者勿論竹木等伐取申間敷候」との証文の写しなど六点がある。しかしこのようなかたちでの記録は残っておらず、貴重な史料である。

高木貞勝氏所蔵で、いつの時代にか高木家が持っていた武具、什器などの目録（一冊）をすべてフィルムに収めた。内容はいくつかの項目に分かれている。すなわち、「御具足覚」「御腰物覚」「御小刀箱入覚」「御鞍覚」「御馬道具長持江入覚」「焼物長持入覚」「御幕長持入覚」「御夜具覚」等々である。

三輪巽氏所蔵の文書は上村の村方文書と田畠売買証文を中心とした私文書である。先祖代々、三郎左衛門、市郎左衛門を交互に襲名したということであるが、經營規模、身分、支配関係などについてはまだ調査できていない。おもなものを列記してみると、延宝九（一六八一）年の時上村の名寄帳、元禄一〇（一六九七）年「失人高改渡帳」、寛延元（一七四八）年「年々御年貢金取替帳」、文政三（一八二〇）年「上村時山村山論済口証文」、嘉永六（一八五三）年「田畠高御改帳」、同「代々田畠高御改帳」、同「古田新田改覚帳」、安政五（一八五八）年「下村伊右衛門方江預金指引帳」、および正保元（一六四四）年から明治にいたる五三通の証文類などである。高木家文書は領主側の文書があるので、それを農民の側の文書で補う意味で村方文書や私經營文書を集めることが重要である。

この他に、三輪豊氏所蔵の西高木家文書の一部を拝見したが、量的にも多く、しかも綿密な調査が必要とされるので次回にまわすこととした。

高木家文書の閲覧について

昭和四八年四月一日 附属図書館閲覧課

高木家文書（整理済）の閲覧については、附属図書館諸規定を準用するほか、当分の間この申合わせ事項による。

- 1 閲覧場所は、書庫内キャセルとする。
- 2 史料は、館外へ持出してはならない。
- 3 史料の複写は、筆記を除くほか、してはならない。なお、筆記用具は、鉛筆のほか、使ってはならない。
- 4 その他、室員（係員）の指示に従うものとする。

高木家文書の撮影について確認事項

昭和四九年一二月一一日

高木家文書調査室運営委員会

高木家文書の撮影許可にあたっては、当該史料が学術研究の用に供するもので、あらかじめ運営委員会の了承を得たものとする。

III 分類・整理

1 分類項目

(1) 分類項目表

整理の進展にともない分類項目を手直しし、また小項目の設定もされたので、左にそれをまとめて掲げる。項目名の右肩の※印はひととおりの整理がすんだことを意味する。

				A ※領 地		大 項 目			
						中 項 目			
						小 項 目			
B 支				A ※領 地					
配				地					
2	1		2	1					
諸	年		戸	知行地					
役	貢		口		(1)土地台帳				
					(2)高帳				
(1)小物成	(1)勘定目録	(9)その他	(1)勘定目録	(3)宗門一札	(1)人別改	(2)宗門改帳			
	(2)年貢関係願書		(2)年貢関係願書	(5)五人組	(4)人数増減	(6)送り状			
				(7)奉公人	(8)縁組願書				

13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3
交 通 通 行	救 濟 ・ 顕 賞	寺 社	林 野	土 木	災 害	一 揆	出 入 ・ 吟 味	願 書	法 令	村 政
(1)通 行	(1)救 濟	(7)その他 家 地 緒	(5)檀 殿 由 林	(1)山 林	(1)領 内 治 水	(1)領 内 災 害	(1)一 揆	(1)願 書	(3)その他 幕 法	(1)村 入用 況
(2)運 輸	(2)顕 賞	(6)出 入	(4)勤 行 祭 式	(2)住 職	(2)山 論	(2)用 水	(2)災 害 風 聞		(2)家 法	(4)出 入 人 銀

(2)

I	H	M	A	G
付 濃州厚見郡日置江村青木家文書 項目省略	雜	治	明	
2	1	6	5	4
経	國	その他	物	留守居方財政
營	事	産	借	財
(3)※ 日記	(1)家計	(3)郡長	(1)新政出仕	(1)取引
				(2)酒造株
				(3)その他
				(4)その他
				(1)借財
				(2)調達金
				(3)金銭収支
				(4)藏物収支

項目内容の要点

「諸役」の項にあらたに小項目「助郷」と「夫銀」を付け加えた。ともに領主にたいして年貢以外に農民が負担するものである。

「村政」の項に小項目「出入」をたてた。これは「一揆・騒動」から村政に関する農民間の出入を分離、独立させたものである。一揆が領主にむけての農民の闘争であるのにたいし、村方騒動は村政をめぐる農民間の闘争

G	F	E	D	C	B	A
財政	家政	生活	文化	宗教	教育	産業
1	11	10	9	8	7	6
収	仏	吉	学	書	家	規
支	事	事	芸	籍	作	交
(1)収支見積	(1)仏事	(1)婚姻			(1)規式	(1)調度品
						(2)多良屋敷
						(2)江戸屋敷
						(4)屋敷図
						(2)養子縁組
						(1)贈答留
						(7)その他
						(5)尾張藩家臣奉書
						(6)本願寺門跡書状
						(4)その他
						(1)御用日記
						(3)台所方日記
						(1)当家
						(2)他家
						(4)その他
						(1)先祖書
						(2)名書
						(3)統書

であるし、村と村との争いも村政の延長線上で捉えなければならない。もちろんそれらが領主にたいする闘争に発展することもありうるが、本質的には一揆と区別されるべきである。本文書に残る村政上の出入関係の文書は、村政をめぐる村内の、あるいは二村間の騒動に領主が介入したことによつて成立したものである。したがつて、大項目「支配」、中項目「村政」の下に付けておくことが適當であろう。これにともない、「一揆・騒動」は「一揆」となる。

「法令」の項の「その他」には、幕府の発した法令、高木家が独自に領内に出した法令以外の法令が分類してある。

「災害」は、「知行地」、「年貢」そして「土木」と重なりあう部分が多く、比較的区別がつけにくい。洪水による流失、および山崩による埋没等による田畠の減少の見分に関する文書は「知行地」に分類されもし、災害の程度による年貢の減免関係の文書はもちろん「年貢」に分類しても誤りではない。また復旧工事関係は当然「土木」に入る。つまり災害に関するものをすべて包みこんでしまうか、それともその結果の段階で分類するかのどちらかである。本分類では後者をとつてきた。したがつてここで言う「災害」には、災害そのものに関するもの、たとえば幕府にたいする被害状況の報告や火災関係の文書がほとんどなっている。そのなかを領内と領外とで区別し、「領内災害」「災害風聞」の二小項目をたてた。

「交通」は従来は「交通・通信」としていた。実際に分類していくと、「広辞苑」に謂う「隔地間ににおける人の往復、貨物の輸送、意思の通達の総称」という意味が文書の残りかたの実情にそ�うので、その包括的な意味での「交通」によつてこの文書群を代表させることにした。小項目もこれを参考にして、「通行」「運輸」「通信」とした。

「治水」はまだ本格的な分類に入つてはいないが、予備作業の過程で表のようく変更することが適當であると判断された。「役儀」は高木家が幕府にたいする「奉公」として勤めた治水関係の御用一般を示す文書を分類する項目である。ただし個別の普請における高木家の任務を明らかにしたものは、その普請関係文書と分類することはしない。「用水論所見分」は従来の「水論」をさらに正確に表現したものである。用水をめぐる村の争いが幕府の評定所まで持ちこまれると、幕府は必要に応じて争論の当該場所の見分を高木家に命令してきた。それに關する文書がここに分類される。「普請見廻」は国役普請、お手伝普請などの不時の治水工事の見廻役を高木家が勤めたときの関連文書が分類される。従来の「宝曆治水」もここに含まれる。「川通巡見」には高木家の家臣である川通掛が毎年川通の水行の具合を視察して廻ったときの文書が入る。

「財政」「収支」の項の「蔵物収支」は、蔵における米以外の物資の收支に関する文書を分類した。「小物成」との関連が強い。なおここには蔵方のものだけでなく、消費の段階に関する文書も含まれる。

「物産」は領内の產物に関する文書を分類する項目である。小項目を「取引」と「酒造株」の二項目とした。「取引」は主として各種產物の売買に関するものを内容とする。產物会所関係文書や大阪での依託販売に関する文書などがこれに含まれる。「酒造株」は文字どおり酒造株に関するもので、その調査や譲渡関係の文書がここに分類されている。

C	1	2	家臣	分限	扶 持	65~ 133	93
					士 帳	50~ 53	4
		1		勤 仕	取立・出仕	14~ 20	7
	2	2			誓 詞	73~ 79	7
		3			勤 向	47~ 84	86
		4			退 身	25~ 34	10
		1		家	相 繼	30~ 36	7
		2			縁 組	53~ 54い	8
		1			その 他	32あ~ 68	68
D	1	1	勤 役	幕 府	沙 汰 書	65	1
		2			留守居方御用狀	1~ 75	80
	2	1		参 府	129~146れ	96	
		2			初而御目見	6あ~ 7い	9
	3	1		軍 事	軍 役	17~ 26	17
		2			軍 備	19~ 64	68
		3			武 術	204~ 282	30
F	3	1	家 政	日 記	御用日記	827~ 328	2
	10	1		吉 事	婚 姻	273	1
G	1	2	財 政	収 支	蔵米収支	250~ 253	13
		3			金錢収支	726~1159	793
		4			蔵物収支	1~ 63	64
	2	1		村請支出	村請支出	126~ 145	37
		5			物 産	取 引	1~ 73
		1		酒 造 株	1~ 25お	38	
		2			合 計	5181	
	5	1		明 治	初年度より通算	28690	
		2			国 事	学区取締	1~ 96
		3			郡 長	1~ 86ほ	135
	2	3		経 営	日 記	1~ 82	32

分類記号			分類項目名			整理番号	点数
A	1	1	領 地	知行地	土地台帳	365~ 409	51
		2			高 帳	54~ 99え	51
		3			そ の 他	52~222え	388
	2	1		戸 口	人別改	58~ 60い	4
		2			宗門改帳	203~215い	15
		3			宗門一札	93~ 96	9
		4			人數増減	133~ 135	3
		5			五人組	3~ 4	2
		7			奉公人	13	1
		8			縁組願書	50~ 63	14
		9			そ の 他	5~ 16	14
B	1	1	支 配	年 貢	勘定目録	401~ 515	134
		2			年貢關係願書	136あ~ 216	144
		3			そ の 他	25~ 45	27
	2	2	諸 役	國 役 金	1あ~ 23	261	
		3			助 鄉	1~ 5	15
		4			夫 銀	1~ 58	65
		5			村 況	1~ 9	9
	3	1	村 政	村 役 人	1~ 35	41	
		2			村 入 用	75	1
		3			出 入	1あ~ 24	181
		4			そ の 他	1~ 2	2
		5			法 令	215~ 352	174
	4	1	幕 法	家 法	1~ 71	98	
		2			そ の 他	1~ 15	15
		3			願 書	34あ~ 57く	458
	5	1	一 握	一 握	1あ~ 168	234	
		7			災 害	1あ~ 37	88
	8	1	領 内 災 害	災 害 風 聞	1あ~ 9う	20	
		2			土 木 用 水	66~ 70	5
	9	2	林 野 山 論	寺 社 住 職	1~177い	544	
		10			66~ 68う	5	
	11	2	交 通	通 行	1~ 36	64	
		13			1~ 7	7	
		1			1~ 15	16	
		2					
		3					

(1) 国役金

美濃国における国役の大きな部分をなす治水の人夫役は、高木領内は免除されていたので、このばかりの国役金とは、「朝鮮人来聘御用」「琉球人參府御用」「日光御法会」のための国役金上納の三種類である。

朝鮮国使節は慶長一二（一六〇七）年を初めとして一二回派遣されるが、本文書にはそのうちの六回についての文書が残っている。すなわち、天和二（一六八二）年、正徳元（一七一一）年、享保四（一七一九）年、寛延元（一七四六）年、明和元（一七六四）年、文化五（一八〇八）年の六回分である。

天和二（一六八二）年には高一〇〇〇石に人足一九人の割合で、高木三家は八人の人足を大垣から名古屋まで出している。さらに、正徳元（一七一一）年付の文書によれば、「先年朝鮮人来聘之節、知行所大垣宿へ差出」ということで、高木三家で人足六人馬八疋を出したことがわかる。しかし正徳元（一七一一）年にはどのようない負担をしたのかは不明である。

享保四（一七一九）年から明和元（一七六四）年までの三回は、「佐渡川船橋御用」を勤め、国役金はかけられなかった。この「御用」は、享保四（一七一九）年には「佐渡川船橋役」として、高一〇〇石につき金一分二朱の割で、西高木家は八両二分と銀七匁一分を上納し、寛延元（一七四八）年には高木三家で縄一五束三把を納めている。

文化五（一八〇八）年には村高一〇〇石に金一両の国役金が掛けられた。西高木家では「先年朝鮮人来聘之節ハ同國佐渡川船橋御用相勤候ニ付、國役金上納不仕候、尤琉球人來朝之節、諸入用高役金者差出申候、其外都而農尾勢州川通御用相勤候ニ付、國役金相納候先例無御座候、今度被仰出候國役金之儀如何可仕哉、幸窺候」と、

先年より「船橋御用」「川通御用」を勤めてきてるので国役金を収める先例はなかつたが、と幕府に伺い出た。しかし結局は納めることになり、年四両二分と永一〇八文五分七厘ずつにわけ五カ年にわたり、都合二三両と永四八文八分三厘（最終年度は例年より永二厘少なく納め一石一両の割になるように修正してある）を上納した。

「琉球人參府御用」関係の文書は、寛延二（一七四九）年、宝曆四（一七五四）年、明和元（一七六四）年、文化三（一八〇六）年、天保三（一八三二）年、同一三（一八四二）年、嘉永三（一八五〇）年の七回分が残っている。

寛延二（一七四九）年には高一〇〇石につき銀一五匁二分四厘二毛の割で金五両三分と銀五匁五分七厘を納めている。取扱いは笠松郡代の青木次郎九郎である。

宝曆四（一七五四）年には金四両三分と永二二〇文四分八厘四毛を信楽代官多羅尾四郎右衛門の取扱いで上納した。

明和元（一七六四）年には、「琉球人參府帰国美濃路往来人馬賃錢、美濃近江両国高割之積、高百石ニ付金壹分永二四四文宛、可取立旨、御勘定所ヲ被仰渡候間」として、大津代官石原清右衛門が幕府勘定所の指示にもとづいて国役金を徴収した。美濃路往来の入用を美濃と近江で負担しているということは、個別の領域を越え一国単位での必要経費は、そこで負担することを示しており、国役金の性格を示す一例であろう。この時高木家では金一一両一分と永一三三文一分六厘を上納している。

文化三（一八〇六）年には、近江、美濃、三河、遠江、駿河、伊豆、相模、武藏の国々へ、高一〇〇石につき銀一六匁三分ずつの国役金が掛けられた。高木家では、金に換算して六両一分と永一〇文を、美濃郡代三河口太忠に納めたことがわかる。

天保三（一八三二）年、同一三（一八四二）年、嘉永三（一八五〇）年の三回は、ともに、村高一〇〇石につき永二五〇文の割で、金五両三分と永一〇文七分五厘ずつ、笠松役所を通じて上納した。

ところで、各年次についてふれてきたように、高木家では国役金を近在の郡代、代官を通じて上納している。

嘉永四（一八五〇）年の幕府勘定所の達書には、「右納方之儀、近江國者京都町奉行所江納日限并手形秦文等問合差図之上、右同所江可被相納候、美濃國者同國御代官柴田善之丞方江案文問合之上、可被相納候、三河、遠江、駿河、伊豆、相模、武藏六ヶ国之分者御代官勝田次郎方江当亥六月中迄ニ案文問合同八月晦日限、同人方江可被相納候事」とあるように、幕府直轄領の支配機関である郡代、代官などがこれを管掌している。国役金はいわゆる「御料私領」の別なく賦課されたから、この点に關しては幕府は領域を越えた中央政府の役割をはたし、郡代、代官はその地方事務所長的な任務を帯びていたことがわかる。

日光法会の「道中筋宿々繼立人馬其外御手当」のための国役金は、文化一二（一八一五）年と慶應元（一八六五）年に取立てられた。この国役金は、日光法会のための御用を勤め、手当を支給された宿、およびこれとは別に定助郷渡船川越などの御用を一年に一〇日以上勤めた村は免除された。高木領はそのかぎりではないので、文化一二（一八一五）年から五カ年にわたって、毎年七両二分と永七四文二分を上納した。

慶應元（一八六五）年の法会の際も、村高一〇〇石につき金一分と永一六九文の割で、高木領では金九両二分と永一五四文九分を五カ年間上納することになっていた。史料的には、同二（一八六六）年に二年分を納めているのがわかるだけである。

(2) 助 郷

高木領内の村々は元来助郷役を勤めてこなかった。それは街道筋から隔っていることも一因であろう。もっとも、中山道今須宿内に道路の清掃、修理の丁場をあてがわれ、請負人をたてて勤めていた。また、文久元（一八六一）年の和宮江戸下向の際に「今度限」ということで加助郷を命じられた。それ以外は免除されていた。ところが文久三（一八六三）年一二月に、今須宿から道中奉行の判物を送ってきて、助郷人足を請求してきた。判物には「當今御用旅行之向并先般御変革ニ付諸家当主家族并家來妻子等國邑江引越ニ付、右通行差添、多人馬継立相成候ニ付、左之村々高之五分通り、中山道今須宿江当分助郷申付」とある。「當今御用旅行」とは幕末の政治情勢を反映して頻繁になった上方と江戸のあいだの往来をさしている。また「先般御変革」はこのばかり文久二（一八六二）年の参勤交代制度の緩和をさしている。こうして急に増加した交通量を捌くために、多良郷の堂之上村、奥村、北脇村、時郷下村、打上村、細野村、上村、時山村に、当分のあいだの助郷を命じていた。

村々はさっそく高木家にたいして、土地柄も悪く貧窮のうえに「和宮様御通行之節之村懸り入用他借之分、いた相済不申難渋龍在候」と窮状を訴えてきた。高木家でも、「仮令、当分たり共助郷役相勤候様之村方ニ者無之」、「少分たり共助郷役相勤候而者忽百姓退転」、「御百姓共立瀆者眼前ニ而上下共極難之次第」と判断し、道中奉行へ免除の歎願をすることになった。道中奉行への歎願書は翌年の二月に提出されたが、その結果はいまのところ明らかにならない。四月の段階で、今須宿を支配する大垣預役所から催促状が来ているところによると、少なくともこの段階までは人足を出していないことがわかる。その後も負担したという史料は見つからない。

明治維新を迎えて事態は変化した。明治二（一八六六）年の『今須宿助郷附属歎願書』によれば、「御一新ニ付宿駅一般從來之間屋御堯止之上、助郷卸組替ニ目成、弘吉寺々今貢旨付屬支口才一・二・一・二・一・二・一」

前二者が西高木家で、後二者が東および北高木家である。「夫銀」は各組の高に応じて比例配分されている。打上村では西東北の順で二対一対一に割られている。この比率は三組の石高の比率にほぼちかいものである。こうして算出された「当り」分はそれぞれの村の『御役人馬井并村入用御印紙帳』の費目のひとつとされ、村内の農民に割りつけられていく。

「つきに上と下の段階を見る。時郷の上とは上村、堂之上村、細野村、時山村をさす。一〇人の名前を冠した「帳場」ごとに費目と銀高が書きあげられ、合計されている。それぞれがどの組に属するかは不明である。総「夫銀」は「二ツ割」にされ、一方を「廿一半割」、他方を「四ツ割」にし、各組の「当り」を出している。「廿一半割」「四ツ割」はすでに「領内治水」のところで説明したように（『調査報告』三〇ページ）、前者は西東北一一・五対五対五、後者は二対一対一に割ることである。結局全体をおよそ二・一対一対一に割ったことになり、各組の石高の比に、より近い比として考えられた割りかたなのである。「上三組当り」は西高木家領の郷段階の帳簿である『夫銀打割帳』の堂之上村の費目とされている。下村、山上村、打上村の『下三組割覚帳』では六人五組別に費目と銀高が書きあげられており、総「夫銀」は「二十壱半二割」られている。そして「西様御当り」はさらに下村と山上村とで七分三分に分けられ、それぞれ「御役人馬井村入用御印紙帳」の費目となつて

郷段階のものは、各組を代表するであろう三名別に費目と銀高が書きあげられており、総「夫銀」は「貳拾壹半割」されている。そしてこの「当り」も「夫銀打割帳」の下村の費目になつてゐる。

(4)

ここに分類されている史料は村明細帳である。左に掲げるものがすべてである。

高木彈正知行所	美濃國石津多良奥村明細帳	村差出明細帳〔雛形〕	濃州石津郡多良奥村明細帳
明治二巳年七月	明治二巳年四月	明治二巳年正月	明治二巳年正月
百姓代 吉三郎、年寄 桂次	庄屋 吉三郎 組頭 利左衛門	庄屋 吉三郎 組頭 利左衛門	百姓代 吉三郎 組頭 利左衛門
笠松県役所	大津県令所	大津県令所	笠松県役所
写 原 写	半 縱	半 縱	半 縱
半 縱	一 冊	一 冊	一 冊

年代からみて、大津県令所の雛形以外は、笠松県役所へ提出したものの写しであろう。『岐阜県立図書館郷土資料目録 第三集』（一九六四年三月刊）によれば、笠松県は管轄の村々から明治二（一八六九）年にいっせいに村明細帳を差出させていることがわかる。本文書に残るこれらの明細帳もその一環としてのものと判断される。

(5) 村役人
この項は主として村役人の任免をめぐる文書が分類されている。左に表にして掲げる。なお表の記載順はつきのとおりである。

年月日 形態 点数

乍恐御願申上候	願主北勝村淵 上村添庄屋 与兵衛他	代官所	一三
(添庄屋役御免願) 文化十一戌年二月	一紙包紙共	一通	
乍恐奉願上候口上之覚	時鄉中庄村屋 留右衛門	代官所	一四
(堂上庄村屋兼帶御免願) 文化十二亥年一二月	一紙包紙共	一通	
乍恐書付ヲ以奉願上候事 (庄屋役并家免私御免願) 文政元寅年十二月	奥村本人專藏 代官所	一五	
願書	兼帶庄屋 大楠九八	代官所	一六
(庄屋退役願) 天保十三寅年八月	一紙包紙共	一通	
以口上書奉願上候 (庄屋退役願) 弘化五年申年正月	細野村 元八 代官所	一七	
乍恐口上書ヲ以奉願上候事下村相庄屋 (相庄屋退役願) 嘉永五子年四月	伊藤治助 一紙包紙共	一通	
乍恐以書附奉願候覺 (組頭役退役願) 万延元申年十一月	代官所 時下村之内久 保村願主伊藤甚兵衛	一八	
(治助退役願)	一紙包紙共	一通	
包 紙 二通	二四あい		

乍恐奉願口上書之覚	上村小市郎他 三輪武右衛門	代官所	二四あい
乍恐奉願口上書之覚	上村小市郎他 三輪喜兵衛他	代官所	二四あい
乍恐奉願口上書之覚	一 紙 一通	一四い	
(覺)	一 紙 一通	一四い	
(組頭実体者に付内々届書)	時下村庄屋 三輪喜兵衛他	代官所	二五
乍恐奉願口上書之覚	一 紙 一通	一四い	
(覺)	一 紙 一通	一四い	
差上申一札之事	東山村 惣左衛門他	役人中	二六
(庄屋跡役思召次第仰付けらるべき旨一札) 巳年二月	一 紙 一通	一一一	
乍恐口上書を以奉願候御事	下村 久右衛門他	代官所	二三三
(下庄村屋役入札覚)	山上村付庄屋 三輪文右衛門	代官所	二三三
乍恐口上書を以奉願候御事	山上村付庄屋 三輪文右衛門	代官所	二三三
(印形変更届) 卯年十二月	一 紙 一通	一一一	
覺	土屋儀兵衛 三輪作右衛門	三五	

(6) 出 入

明和六(一七七〇)年から翌年にかけて「奥村出入一件」があった。これは庄屋跡役をめぐる村内の争いである。高木家では暫定的に庄七と孫兵衛に肝煎役を命じた。村方はこの両派に分かれ、庄七派では、孫兵衛が以前に夫銀の割違いを犯したことを理由に彼を忌避し、孫兵衛派では、「庄七儀、無筆無算」而御用向井ニ他所掛引等も差支」えるとして、領主の指示どおり相役を主張した。一時は村を二組に分けるとの話も出た。結局、庄七派は強引な手段に訴えようとしたということで、領主の弾圧を受けた。すなわち、農民の証言によると、「天王へ寄合候様相触候付、罷出候処、騒動ケ間敷申合候体ニ見請候」との事態が弾圧のきっかけとなつたのである。こうして庄七は村払い、庄七派の平左衛門は村替えの処分を受けた。この一件に関する史料は七九点ある。

つきの事例は時山村と彦根藩領五僧村との炭売買をめぐる争論である。時山村では五僧村を通って彦根へ炭を売りに行っていた。その際、五僧村へも炭を売るという約束をしていた。この約束の履行をめぐって、安永二(一七七八)年正月に五僧村へも炭を賣る約束を立てた。この約束の履行をめぐって、安永二(一七七八)年正月に五僧村へも炭を賣る約束を立てた。

一七七三）年と天明四（一七八四）年の二度にわたって争論がもちあがった。安永度には五僧村から「炭買ニ参り候処、其御村方之衆、返答惡敷御座候ニ付、其御村之衆炭之荷物、当村領通行差留」という事態になり、取扱人が仲に立ち、結局「是迄之通り無腹藏可仕候」ということで落着した。ところが天明四（一七八四）年、五僧村が炭を買いに来ても、時山村は「毎度売炭払底ニ付御断申」していたので、五僧村側は立腹し、ふたたび村内の通行を遮断した。両村は、おたがいの村内の通行を保証し、また売炭払底の折はその旨事前に五僧村に知らせ、売買の可能な期日について連絡をとりあうことを確認して、争論を終結させた。この一件に関する史料は二八点である。

時山村と五僧村の争いは、文化六（一八〇九）年と文政元（一八一八）年にも境争論があったことが、他の文書および蓬左文庫所蔵の東高木家文書でわかる。さらに本学所蔵文書では天保九（一八三八）年にも境争論があつたことが知れる。これらは「山論」に分類されている。

つぎは文政一（一八二八）年の土地帰属をめぐる争論である。元来細野村の地内であつた二反ちかい土地が下村の農民のあいだで転売されているうちに帰属が不明確となり、争論に及んだ。その結着が着かないうちに、細野村が「村方申合、論所江鋏入いたし」たものである。結局、その土地は「双方御糾之上御引揚ニ被仰付」、加えて、細野村には、庄屋の退役、頭取の戸べ、惣百姓叱りの処分があつた。

弘化二（一八四五）年には下多良村で、庄屋の帳面付けまちがいから、定米の計算違いが生じ、これを糾明して小前百姓が「騒ぎ」、領主の吟味を受けるという事件があつた。

嘉永七（一八五四）年三月には、時郷上村々の小前百姓一同が、山の処分をめぐって村役人と争い、年番に訴え出るという事件が起つた。年番とはこのばかり、高木三家相給の村々に共通する事件については、高木三家が

一年交代の当番制をしいて担当していたことを意味する。領主側はこれを「村々小前申合、村役人差置、御年番江強訴同様罷出」ふとどきであるとして処分した。

安政三（一八五六）年にも、下多良村の元庄屋と村方との争いがおこつた。調達金、年貢、土地をめぐる疑惑で、村方は帳簿の閲覧を要求したが、容れられず、騒動となつた。結局、取扱人が仲介し、帳簿の引渡しがされ和談が成立している。

慶応元（一八六五）年には、「細野村庄屋江相懸り小前之者与差縛壹件」があつた。これは四、五ヵ所の地所に不明が生じ、嘉永三（一八五〇）年の地改帳を元庄屋円八が紛失したことをめぐってひき起された。高木家では庄屋を解任し、他村の庄屋を兼帶庄屋に任じて調査させた結果、地所の不明な点はなくなり、紛失した帳面についても「一言も故障之義申候者一人も無御座候」ということになつた。しかし円八と彼に帳簿を預けた当時の村役人は、「村方治り方差闇キ御上江御苦勞相掛」「御大切之御帳面紛失等之次第^者平竟御用向疎略ニ取計候始末、甚以不埒之至ニ候」とて、家族とともに村替の処分を受け、また小前百姓も謹慎を命じられた。

このほか、現在のところ年代が確定できないが、下多良村八幡宮祭礼を妨害し、「事ヲ巧、村人之腰ヲ押、村方為騒」という事件が起つてゐる。久津羅木山の山論に関係がありそうであるが、断定はできない。

(7) 家法

この項には高木家が独自に発した法令が分類されている。内容的には、主として、生活規制、農業生産に関するなどである。これらが幕法の影響をどのように受けているかは今後の課題である。ここではおもな触について、その内容を簡単に紹介してみる。

宝暦九（一七五八）年二月に十カ条の定書が発せられた。第一条は幕法とそれまでの法令の循守を命じたものである。第二条では庄屋の監督、五人組の相互監視のもとでの農業精勤を命じている。第三条は農作業に関するもので、朝仕事の奨励と昼休の制限、そして付けたりでは、「田植えを半夏生までに、麦蒔きを秋土用までにすべきことを指示している。第四条は、家業に精を出し、博奕、富突など百姓に不似合な風俗をやめ、上納第一の心がけを持つとの一般的な生活規制である。第五条では「夫錢懸り物并小入用等」のむだな出費をなくし、惣百姓得心し、役所へ提出することを命じている。第六条は吉事仏事の緊縮である。第七条では村人の集会を制限した。第八条は作物、竹木の盜難を庄屋へ届出することを義務づけている。第九条は炭焼きの制限で、「農業先には相止メさせ可申候」とした。そして焼きあがりの炭の一〇分の一を庄屋のところへ取立てておくことを命じた。最後に、第一〇条は年貢その他の上納物の確保についてである。

安永六（一七七七）年八月に一五カ条の定書が領内に出された。第一条は博奕の禁止である。第二条は同年五月の出奉公制限の幕法を受けたもので、その遵守を命ずるとともに、「若他所奉公無拠子細ニ而不仕候而難叶義候ハ、」大庄屋を通じて、役人の差図を受けるよう指示した。第三条では商人職人への転身を禁じた。しかし前条と同じく、拠無い理由がある時は許されることもありえ、そのばあい年に金二分の運上金を差出すことまでが定められている。第四条では他所者、浪人を宿泊させることを禁じている。しかし「川通御用」の向きで高木家を訪れた他領の庄屋の宿泊は制限外とされた。さらに但し書では、加賀から年に一度ずつ来る商人、彦根からの商人、大垣本屋、越前の鏡研ぎなど顔見知りの者については四、五日を限って許可された。第五条では旧来の神事仏事を疎かにしないように指示するとともに、それにこと寄せての遊興沙汰を禁じた。第六条は百姓不相応の風俗の禁止である。衣類、淨瑠璃、遊芸が例とされている。第七条では猪鹿垣の手入れを命じた。第八条は願出

の順序を再確認し、大庄屋を差し置いての越訴を禁じた。第九条では出入の内済を奨励している。第一〇条は火災の際の出動を再度指示したものである。第一一条は高木三家の家臣への無礼を禁じた。「惣体、人間の礼ハ下々とても可心得也、とり獸にはづべき事」と教えた。第一二条は洪水の際の出動を命じたもので、村の土地の有無にかかわらず出動すべきことなどが指示された。第一三条では他領の田畠請作と「田畠藏替」を「後ニ者百姓弱ミと可相成」として禁じた。第一四条では「近來百姓ともがさつに相成り、小分之義をも公事出入体に仕成し、村方さわがせ候に付、おのづから農業おこたり、費もかかり、不埒之至ニ候」とし、今後の謹慎を命じた。第一五条では年貢皆済を命じている。宝暦九（一七五九）年の定書に比べて、箇条も増え、内容が具体的になっているのが理解される。この定書は三年後の安永九（一七八〇）年にも発せられた。

天保一三（一八四二）年の條約令は前年の幕法を受けたものである。すなわち、前年の幕法とその守りかたについての触の遵守（第一、二条）、諸色値段の引下げ（第三条）、分不相応の家作の禁止（第四条）、衣眼等の制限（第五条）、喰物の制限（第六条）、他所稼ぎの禁止（第七条）、奉公人給金の制限（第八条）、日雇賃の制限（第九条）、そして最後に第一〇条では「去丑年迄追々相触候義ハ、從公儀被仰出候義、今般逆も同様之義ニ候間、一と通り之御触のミと計り相心得候而者心得違ニ候」として、いよいよ質素條約を固く守るべきことを指示した。最後の箇条からも窺われるよう、この触は前年の幕法を領内に徹底するために、改めて高木家からの発布のかたちをとった法令ということができよう。高木領内における幕法の受けとられかたを知りえて、興味ぶかい。

農業生産にかかわる法令としては、鎌留、稗作奨励、雨乞祈禱についてのものが残っている。このうち鎌留は例年のもので、一二点残っている。「鎌留之儀」者例年秋土用十日相懸ケ申付方旧例也、御年番ニ而相認、御両所

様江相廻し調印之上、始之村方江相渡候、但し御他領之儀も同様相触候事」とあるように、秋土用の一〇日間を鎌留することが習となつており、高木三家が一年交替で廻状をつくり、それに三家の役人が調印して村々に渡していた。また、他領とあるのは多良郷内に入組んでいる幕領、尾張藩領、青木家知行所、別所家知行所の村々を指している。廻状の文面はつぎのとおりである。慶応三（一八六七）年の案文を例にとると、「播磨稻弓晩稻之分、來十月三日迄鎌留申付候間、村々申合、右日限迄堅刈取申間鋪候、此旨小前之もの共江茂不洩様急度可申付候、此廻状早々順達、留り村々三〔輪〕孫六郎元江可相返者也」となっている。他領への廻状は表現が和らげられているほかに、「領分村々鎌留申付候間、其村々茂被申合、区々ニ無之様、一同被取計候様致度候」との文章が挿入されており、むしろ足並みを揃えてくれるようにとの要請の意味が強くなっている。この鎌留が何のためにおこなわれるかは、実は定かではない。時期からいって検見のためとも思われるが、高木家領では定免制をとつてているので、その可能性はない。もしそうだとしたら、追而書の「時候之様子ニ寄、いろみ方後れ候ハヽ、村々申合、鎌留日延勝手次第可致候」というような文面は考えられないであろう。今後の検討に俟ちたい。

以上の法令はすべて高木領内農民向けのものであるが、家中宛のものとしては、高木修理貞臧が家督を継いだ明和三（一七六六）年の定がある。このほか、文政八（一八二五）年の家政改革に関する史料、家臣勤方規定、家中僕約仕法などは家法に類するものであるが、ここには分類せず、財政、家臣の項に分類されている。

(8) 一 撥

この項に分類された文書は、「一撥」という名称で代表させてはおいたものの、かならずしも武装蜂起をともなう事件に関するものだけではない。より広く、領主にたいする農民の鬭争にかかる文書が分類してある。

元和九（一六二三）年七月、高木三家領多良村の百姓が美濃国奉行岡田将監へ越訴した。訴えの内容は年貢と夫役の不当、過重な取立てについてである。訴え出たことがわかると、高木三家では百姓の要求をほぼ全面的に受け入れてしまつた。そのうえで、百姓から今後領主に反抗して一味同心しない旨の一札を取り、岡田将監にたいしては越訴の罪を問わないことを願い出て、事態を收拾した。この一件は当時の農民の要求を知ることができ、また岡田将監の調停者的役割を知ることができるという意味で、貴重な事例であると判断される。なお詳細は『名古屋大学文学部国史研究室二五周年記念論文集』（吉川弘文館一九七五年刊行予定）所収の西田論文を参照されたい。

文化一四（一八一七）年六月に、主として下多良村の百姓が「御代官を茂指越、大勢申合御門内江立込、不奉憚御役威、奉乞御直願候」という事件がおこった。これは家老土屋舎人の仕置を役人たちがなおざりにしているのではないかとの疑いを持った百姓たちがひきおこしたことである。この一件で庄屋の孫治が追放処分を受け、惣百姓は呵込みの処分を受けた。土屋舎人の処分ははつきりしないが、遅くともこの年の一〇月には家老職を解任されている。なぜ土屋舎人の仕置が百姓たちから要求されたかは、いまのところ明らかにならない。関連するであろうと思われることは、この年の四月に、土屋舎人は家老見習の小寺牧太とその親類でのちに追放される孫治等を、領主の名をかり謀計をもつて御用金を賦課したとして、町奉行所に出訴していることである。土屋舎人の出訴一件については、蓬左文庫に関連文書がある。

弘化二（一八四五）年七月の「御領分多良郷九ヶ村小前百姓共押願一件」は量的みてこの項の中心的存在である。この一揆については、伊藤忠士助教授が『名古屋大学教養部紀要』一四輯から史料紹介を継続中であるので参照されたい。ここに分類した関連史料は一五一点である。

万延元（一八六〇）年には張訴があった。日付、文面についてはいまのところ明らかにはならない。「当年世上穀物^井諸色共高直之年柄^ニ付人氣為騷候積りニ而張訴等仕」との記事から、おおよそのところは察しがつく。羽賀原村文内と時下村助市との二人の仕業であることが文内の自白で明らかになった。文内はこれまでに數度「平生心得方不宜」として仕置された人物で、今回は永牢を言いわたされた。一方、助市は出奔してしまった。すでに紹介した『墨色調帳』は（『調査報告』三二ページ）、このような背景のなかで作成されたものであった。それは一六才以上の男子に署名させたものであつたので、人別改帳の一種として分類しておいた。そのかぎりでは誤りではないであろうが、「人氣不成穩候^{ニ付而者}多良郷御領分江人別村毎^ニ名前下タニ一折墨色を為認メ」すとの記事が、この張訴との直接、間接の関係を示唆していると思われる。

最後に、『御問合向手控』なる史料について紹介する。残念ながらこの史料には年代が入っていない。内容からみて、高木家から幕府への質問事項の控えである。たとえば、「追放或者^{闕所又者}一村亡所^ニ相成程之儀者御支配様^江御内處御伺候事哉」また「徒党之節、手限りニ取締り不行届節、諸家様^江御人數御差出御取ベ之儀御頼込ハ何れ之筋^江相頼候義哉」等々、一七項目にわたって質問をしている。その一項に「此度之一件御取扱等^ニ相成間敷哉」とあるところから、具体的な事件に直面しての質問であることがわかる。返答は記していない。しかしこれだけの史料でも、旗本高木家が農民の徒党という事態を眼前にして、自らの検断権の限界を那辺に感じていたかと知るうえに貴重である。

他領の百姓一揆に関するものでは、安永二（一七七三）年の大原騷動に関する、出陣した大垣藩からの状況報告の文書がある。また明治初年の信州松代の百姓一揆に関する風説を記した『信州百姓一揆之説』なる史料もある。

(9) 領内災害

明和五（一七六八）年の高木領内は洪水と旱魃とで大きな被害を受けたらしいことが史料から窺われる。幕府に提出した被害届によると、五月二〇日から二八日まで大雨が降り、七月二一日にも大風雨があり、西高木家領だけで五〇〇石ちかく、三家合わせると約九〇〇石の荒地が生じ、立毛は皆無になつたといふ。さらに両度の洪水のあいだには旱魃もあつた。被害を村方に下見させたところ、被害を免れている率を平均すると、下村では一分四厘六毛、堂之上村、上村でも一分二、三厘、打上村では二分九厘六毛、多良村々は一分七厘四毛といふ少なさであった。このような大被害を高木三家だけではどうすることもできず、幕府に救済を願出た。その願面には、「知行所引替之儀も奉願度奉存候得共、先祖^ル代々当國^ニ寵有^レ御領仕來り候領知之儀、其上濃州、勢州、尾州大川筋御普請所^井國役御普請御用等も相勤候儀故、御引替之儀ハ不奉願候得共」として、(1)幕府による護岸、水制の復旧工事、(2)埋没、流失の田畠の起返し作業に扶持米の支給、(3)家臣扶助、百姓手当米として一ヵ年の年貢分の拝借などを願い出た。翌年正月には西高木家二五〇両、東、北高木家それぞれ一五〇両が幕府より貸与されている。「拝借等之儀相願候、難相成儀候得とも、濃州、勢州、尾州大川筋御用相勤、其上誠難及自力趣^ニ付格別之訛を以^テ貸与された。返済は明和七（一七七〇）年から十カ年賦ということであった。被害のすさまじさもさることながら、「川通御用」を勤めていることが有利な条件になつていていることに注目される。

安永二（一七七二）年の被害は、幕府への届出書によれば、二四・〇%が荒地となり、五八・七%は立毛皆無、残りの一七・三%がやっと被害を免れるという状態であった。

享和二（一八〇二）年には、二・八%の荒地、二・七%の皆無という被害状況が幕府に報告されている。

天保七（一七三六）年の七月、八月両度の大風雨により、収納皆無の被害を受けたことが江戸留守居方役人か

ら幕府御用番へ届出た。

「領内災害」の項には、火災関係の文書が二四通分類されている。

(10) 災害風聞

この項は高木領以外の災害に関する史料が分類してある。

寛政四（一七九三）、五、六年、文化三（一八二〇）、四、八年の江戸大火についての聞書がある。旗本としては江戸の火災に無関心では居られず、かなり詳しい被害状況が記録されている。

嘉永七（一八五四）年一一月四日の地震に関する史料は八点残っている。『大地震ニ付諸家様より之御届之写』は諸大名の領地における被害状況の届出書を書き写したものである。また、沼津藩、松平隱岐守領分膳所、桑名藩などの役人から高木家へ被害状況を知らせて来た書状もある。

(11) 山論

寛永三（一六二六）年に岡田将監の仲介で結着のついた時村と時山村の争論は、時山村の山へ時村が立入ることをめぐって起きたものであった。時山村の夫錢を時村が出し、そのかわり時村は山に入ることができるという解決であった。これに関する史料は一〇点である。

安永三（一七七四）年の幕領小山瀬村と東高木家領欠之脇村との争論は、直接的には、小倉谷にある小山瀬村の田所を欠之脇村の牛馬が踏み荒した事実の有無をめぐって起きたものである。その背景には両村の小倉谷開墾の利害の対立があったものと思われる。関連する文書は三点しかない。

安永六（一七七七）年の左谷山争論は、青木縫殿助知行所猪尻村繁右衛門、樺原村庄屋文右衛門、別所孫右衛門知行所上原村惣次郎の三人が、幕領小山瀬村を相手どりおとしたものである。幕府評定所巡査役人松井官兵衛、門奈道右衛門の立入見分を受け、小山瀬村の左谷山への入会が認められた。この一件に関連する文書は一一点である。

天明二（一七八二）年一一月付『久津羅木山出入済口証文』によると、五人の山支配と下多良村とのあいだに山の支配をめぐって争論が起っている。すなわち、山手米と竈運上金取立の権益を確保しようとする五人と村持の山であると主張する村方との争論である。結着は、山手米と炭焼運上を一緒にして庄屋へ納め、そこから上納分を差引いて、残りを山支配五人へ手渡すこと、一定の範囲内は村方から自由に山稼ぎが許されること、などとなつた。

文化六（一八〇九）年に、時山村と五僧村が立脇峠の境争論を引き起した。これは美濃と近江の国境であり、高木家と井伊家の領境いでもあるので、慎重な掛け引きがなされたようである。ついで述べれば、文政元（一八一八年）、天保九（一八三八）年と再三問題が蒸しかえされている。

文化一三（一八一六）年から文政三（一八二〇）年にいたる上村と時山村の山論関係文書は六七点ある。事件は、上村では字今やけ、時山村では地蔵向と呼ぶ地域で、上村に言わせれば伐採しておいた柴を時山村が盗み、時山村に言わせれば盜伐を摘発したので柴を取りあげたことが発端となり、同地域の帰属をめぐり争われることになつた。文化一四（一八一七）年に裁許が申渡された。それは、当該地域での柴刈は双方ともその日取りにすべきこと、幾利谷の入口より上へは上村の者が鎌などをもって入山しないこと、上村の者が時山村へ草刈りに入るべきは慎重にすべきことの三ヵ条が申渡された。しかし、上村がこれにたいして不服を申立て、結局、文政

三（一八二〇）年に、高木家の親類である本多家、市橋家、間部家が仲に入り、上村からの草刈りは時山中どこでも自由にできることとなつたばかりは、ほぼ前と同じ条件で和談が成立した。

文政四（一八二一）年からはじまつた下多良村と尾張藩領市之瀬村の山境争論関係の文書は七八点ある。この文書群は上中下三巻の冊子の形態になつてゐる。それぞれには原文書が若干のコメントとともに括りこまれている。いつの時代にか編集されたものである。これとは別に、小原平と伝四郎屋敷という地域をめぐる争論が同じ年に両村間にあり、尾張藩の鶴多須陣屋に持ちこまれた。こちらの方は天保二（一八三一）年ごろまで長引いている。

文政六（一八二三）年からは鍛治屋村と下多良村が勝地山をめぐって争論をおこした。翌七年には訴訟となり、鍛治屋村が下多良村を訴えた。しかし決着がつかず、同九（一八二六）年以後は「山留」として双方の入山を禁止された。それから二六年たつた嘉永五（一八五三）年に、「樹木生茂り、猪鹿之住所ニ相成、田畠作物喰荒シ年増難済に及、此候ニ而者御百姓相続筋困窮可仕」という事態を開くために、一部を鍛治屋村にし、残りを入会することで内済した。

天保五（一八三四）年には時郷の細野村と他の六カ村とが熊坂谷の林の利用をめぐって争論を起した。六カ村側は伐採して炭に焼くとして「大勢申合理不尽ニ立入」「切荒し」てしまつた。そこで細野村では、ここは「水山」で水源確保のために林の伐採はしてはならないことが六、八〇年前から決つておき、不当であると主張し、高木三家に訴え出た。これにたいして六カ村側では返答書を提出し、この林は凶年の備えとして開いたもので「水山」のためではないこと、伐採しても水不足にはならないこと、また伐採は細野村をも含めた郷中の庄屋立会での決定であることなどをあげて申しひらいた。しかし裁許というかたちはとらず、林の半分を伐採し、半

分はのちの凶作に備えて残すことで内済した。

この年には小倉山をめぐって、欠之脇村、名及村、猪尻村、樺原村、堂之上村の五カ村と小山瀬村との争論もおきている。小山瀬村の主張は小倉山は自分の持山であるということである。これにたいして五カ村は古来より五カ村の入会山であり、小山瀬村は入れないと反論した。小山瀬村は江戸に出訴した。幕府評定所は代官辻富次郎などを派遣して吟味した結果、どちらの側にも決定的な証拠がないので、天保六（一八三五）年一二月に双方入会の裁許を下した。この争論に関する史料は五五点残っている。

同じく天保五（一八三四）年、「時山村ニ当午年刈畑大造ニ仕立候ニ付時郷村々草刈差支候旨願出、双方御糺一件」がもちあがつた。これは文化一三（一八一六）年にはじまり文政三（一八二〇）年に結着のついた争論に關係がある。その時の約束のひとつに、時山村内において時郷からの草刈を保証するとの一条があつたが、今回の事態はそれに違反するものとして、三石二斗の蕎麦を召上げられ、以後の「刈畑新開」を禁止された。

口絵に載せた文久二（一八六二）年の時郷と西山村の山境争論に関する文書は本学には残っていない。蓬左文庫所蔵東高木家文書のなかに関連史料がある。

12 交通

この項の第一小項目は「通行」である。そしてその第一のグループは関所通行に關する文書である。柳瀬、荒井、木曾福島の各関所手形の下書がある。第二のグループは、高木家の家臣が御用の筋で村々宿々を通行する際に必要な人足、馬匹をあらかじめ用意するように指示した文書である『先触』である。いかなる御用であるのか明確になれば、それに該当する項に分類するのであるが、単独で出た場合はそれが困難があるので、ここに分類

してある。その他、三島、洗馬、御油の本陣からの扶助願いがある。これも街道通行に関連するものであるのでこの項に分類しておいた。

慶応三（一八六七）年、美濃郡代よりの間道取締りのため、幕領、私領、寺社領の別なく手付、手代を派遣して見廻らせる旨、通知してきた。これは、「美濃國者四通之國ニ而間道多有之、方今之時勢ニ付」ということで国中見廻り取締方を美濃郡代から幕府に伺い出て、許可されたものである。これを受けて高木家では「私共在所之儀者兼而上方江間道之儀ニ付闕ケ原御陣御利運已後、為非常之被為差置候旨、從東照権現様、奉蒙台命居候儀ニ付常々其心得ニ而龍在候」とし、美濃郡代が「遙近見廻等差出候而茂実地之取締ニ者不相成様、奉存候」と意見を述べ、領内の間道取締は自分支配にすべきことを幕府へ伺い出た。その結果、幕府からは、「時多良兩郷手限取締之儀者是迄之通無油断取計、尤以來美濃郡代手付手代共時々致廻村候義者最前岩田鍬三郎より相達候通可被心得候」との指示がおりた。高木家と美濃郡代の両方をたてる表現にはなっているものの、実質的には美濃郡代の意図が貫徹したものである。この一件は、幕末の政治情勢のなかで、武士階級内部の関係の一定の変化を示すものであり、興味深い事実である。また高木家が自らの役目をこのように理解していたという事実も興味深いものである。

第二番目の中項目である「運輸」の項には、安永九（一七八〇）年に尾州小野善九郎の船が難風に出会い、積んでいた高木家の荷物を全部投棄してしまい、弁償もしない旨の一札がある。このほか天明元（一七八一）年、同四（一七八四）年の浦手形の写しがある。これらは江戸に回漕する際の事故に関するものであろう。

天保五（一八三四）年、尾州甚目寺の問屋が依頼された高木家の小荷物を紛失したときの文書三通もここに分類されている。

「通信」は最後の中項目である。ここには主として飛脚の請書が分類されている。ただし飛脚賃銭の請求、支払に関する史料は「金錢収支」の項に分類済みである。

(13) 留守居方御用状

ここに分類された史料は、江戸と在所のあいだの役向きの書状であるので、その内容は当然多岐にわたる。ただし、ここに分類される御用状は、一回分に複数の用件を含んでいるばかり、あるいは一年分の御用状が綴じ合わされているばあいで、内容的に各項目に分類不可能なもののみである。一応の目安として、今残っているものを左に書上げてみる。し印はその範囲の日付のものが綴られていることが示すが、欠落がないかどうかについては断言できない。

〔文化元（一八〇四）年〕七月、八月

〔天保五（一八三四）年〕一二月、〔同六年〕正月、一二月〔同七年〕九月、一二月
〔同八年〕正月、四月、五月、八月、七月、八月 一〇月、一一月、一二月

〔天保九（一八三八）年〕正月、二月、三月、一一月、同一〇年正月、一二月

同一一年正月、一二月、同一二年正月、一二月 同一三年正月、一二月、同一五年正月、一二月
七月、一一月、一二月 弘化二（一八四五）年正月、一二月 同三年正月、九月、一〇月、一二月

同四年正月、一二月、六月、同五年正月、一一月、六月、一一月〔嘉永二年〕正月
嘉永二（一八四九）年正月、一二月 〔同三年〕正月、四月、一一月、一二月

同四年正月、一二月、同五年正月、一〇月

同六年正月～一二月、一二月、同七年正月～一二月 安政二（一八五五）年正月～一二月
同三年正月～一二月、八月、同四年正月～一二月 一〇月～一二月、同五年正月～一二月
同六年正月～一二月、同七年正月～一二月、閏三月 文久元（一八六一）年正月～一二月
「同二年」正月～六月、八月、閏八月、九月 一〇月、九月～一〇月、一一月、一二月
同三年正月～一二月、三月 元治元（一八六四）年正月～一二月
慶應元（一八六五）年正月～一〇月、五月、閏五月 同二年正月～一二月、四月、同三年正月～一二月
一二月

(14)

第一のグループは蔵物消費の見積りに関するものである。

弘化二（一八四五）年正月の『炭薪油渡シ方控帳』によれば、一年間に炭一三四表余、割木三一四〇束、柴二二一四把、油一石二斗五升六合の見積りであった。このような大量の消費に備えて、文久二（一八六二）年の『年内御入用柴割木調覧』によれば、割木、柴のために春秋二度で「人足」三三二人余、馬一四二疋余を動員しなければならなかつた。ちなみに、この人足、馬を実際に徵用したときの記録は、村方では『御役人馬并村入用御印紙帳』にあり、領主側では『時多良人足役馬木樵薪付馬并御足輕御武先別雇書出シ帳』などに載せられている（『調査報告』Ⅱ 参照）。

第一のグループは収支の帳簿類である。

一歲油蔴請取括覺帳

卷之三

明治元（一八六八）年一二月 文久四（一八六四）年正月

を記した帳簿で、左の表のものがすべてである。

他 三輪鬼右衛門 三四
度方覺帳 表與微用酒 台所

一紙包紙共
一通

表與微月酒
台所度方覓帳

卷之三

二冊
文久元年十二月

二六あ
諸色渡方覚帳
平塚

卷之三

半 橫 一 冊 文久三年—慶應二年

娟方
二七
諸色取替物覓
台所

明治三年十二月

半 橫 一 冊

御館内桑御払目方控帳

慶應元丑年六月半

御館内桑御拵目方控帳
慶応元丑年六月
台所半横一冊三五

				奉差上御請書之事 (御藏大豆郡払いに付代金上納請書)	台所方
				慶応三年正月	横 一冊
				慶応四年辰年三月二十二日	半
				桑御 払目方控帳	三輪林太夫
				慶応四戌辰年六月	平塚忠四郎
				明治元辰年十二月	三七
				御館内桑御 払おばへ帳	平塚忠四郎他
				明治巳年六月	三九
				御酒御入用付留メ覚帳	三四〇
				明治二巳年十二月	一冊
				諸色渡方覚帳	一冊
				諸色渡方覚帳	一冊
御館内桑御 払帳	明治三年六月	半	平塚忠四郎他	平塚忠四郎	三六
台所方		半			
横		横			
一冊		一冊			
四三		四二			
四一		四一			

覺	大銀半之進	上	五〇
（大麦小麦御払い代金上納覺）	申年八月	切 紙 一通	六月晦日
丑年六月十七日			
（真綿小割覺）			
辰年八月二十九日			
半 橫 一冊	大銀半之進	上	五五
佐藤次左衛門 伊藤幾右衛門	用人 折 紙 老女中 一通	五二	覺
門他			
（炭荷受覺）			
巳年十月二十日			
台所方共 緹	折 紙 一通	五三	（小麦代金覺）
（桑たまり御払代金上納覺）			
寅年七月十日			
切 紙 一通	每月油渡方	五七	（稗代金勘定書）
（諸色渡方覺帳）			
半 橫 一冊	半 縱 一冊	切 紙 一通	彦三郎
半 橫 一冊	半 縱 一冊	切 紙 一通	上
五九	五八	五六	

(15)

高木領内の產物を一覽できる史料は三点ある。まず寛政八（一七九六）年『濃陽多良產物雜記』である。これは高木修理貞の自筆とみられ、博物的興味が動機となつて作成されたものようである。これにたいして、嘉永

二（一八四九）年付『時多良産物凡見積覚』および同五（一八五二）年付『時多良産物類凡見積覚書』は、後者に「右者大坂天満樋ノ上町大根屋孫七江産物方と手覚差送候控」とあるように、財政的関心から産物方の役人の手で作成されたものである。兩者はほぼ同じ内容であるので後者でみていく。真綿、時山炭、白炭黒炭、刈安、紙木、雁皮、茶、下茶、枝炭、油類、自然薯、柿類、染うるし、葛、黄藤、蕨、ぜんまい、皮類、胆類の二〇種が書きあげられ、約八〇〇〇両と見積られている。

大阪への産物の廻送は天保三（一八三二）年にはじまつたようである。「万端御任セ書御下ヶ被成下候処、向後決而自候之取計仕間敷、急度相慎ミ正路精勤可仕候」との請書を大岡藤二、木村与八郎から取つてある。この年の閏一月には、茶、刈安、炭、岩茸、薬種などを売り、一八両三分三朱を得ている。

天保一三（一八四二）年には塙谷出雲守と伊藤桂治へ「当方産物一式其御両人江万端相任」せている。

弘化三（一八四六）年には三木屋利兵衛、助松屋利兵衛、加賀屋喜三郎に依任した。そしてその手当として三木屋へは二人扶持、他の二人へはそれぞれ一人扶持を支給した。

嘉永四（一八五一）年には堀伝十郎を多良藏屋敷留守居役に任じ、産物の売りさばきを取り仕切らせてある。しかし翌年には病氣を理由に辞任を願出、許されている。高木家では辞任後も二人扶持を与えるようとしたらしいことがわかる。

以上のように、短期間に請負人の出入が多く、また天保三（一八三三）年の売上げなどからみても、大阪への産物廻送はかならずしも順調ではないことを窺わせる。

一方領内には産物会所を設けていた。いつからかは明らかではないが、最初に史料上にあらわれるのは天保一四（一八四三）年二月である。このとき会所では一四両余の諸品を買取り、代金のかわりに上白炭を送付するこ

とを約束している。

嘉永六（一八五三）年には、濃州多芸郡根古地新田荒川津右衛門、安八郡森部村山田彦一、尾州海西郡拾丁野村花村藤右衛門の三人が、会所で商売をすることが許されている。しかしこの三人はすぐに勢州朝明郡天ヶ須賀村坂八右衛門と交代している。口銭は二割と決められていた。

(16) 酒造株

酒造株関係の文書は左表のとおりである。

奉認一札之事	猪尻村源蔵他	三輪孫左衛門	一	覚〔下書〕	高木新兵衛	多良之内猪尻	二	〔酒造株譲渡一件留書〕	三和六左衛門他	三輪忠右衛門他	五
					原田嘉左衛門	村孫次郎		〔天保四年〕六月七日	半	縦	一冊
寛保元酉年十二月二十三日	一	紙	一通								
宝曆元未年十二月十一日	一	紙	一通								
覚〔下書〕	高木修理家來	勘定所	三	〔酒造株譲渡一件留書〕	石津郡時郷中	安八郡榆俣村	六	〔下書〕	石津郡時郷中	安八郡榆俣村	
	藤牧又左衛門	勘定所			村酒屋林太夫	勘左衛門					
（酒造休株届出）					一紙包紙共	一通					
天明八年申年十一月	一	紙	一通								

酒株覺〔下書〕	三輪文右衛門 他 村酒屋	石津郡時鄉中 一通	一
天保七丙申年一月	半 紙	三輪林太夫 一冊	二
酒株覺	三輪文右衛門 他 野村酒屋	石津郡時鄉細 三輪平藏 一通	三
天保七丙申年一月	一紙包紙共 一通	阿藤甚蔵 一通	四
天保七丙申年一月	三輪文右衛門 他 上村	石津郡時鄉打 三輪平藏 一通	五
酒造株添書付〔下書〕	三輪文右衛門 他 村酒屋	石津郡時鄉中 一五	六
天保七丙申年一月	切 紙 一通	三輪林太夫	七
酒造米高御改之處當時休 株之外無之御届〔下書〕	高木修理守 居橋本周右衛 門		八
天保八酉年十一月二十八日半 縱			九

「酒造株届出一件に付 書状」	橋本周右衛門 酒井春之丞他 一三三 あい	問合返事口上 七月	切 紙 一通 一五 あ
成年二月十七日	橋本周右衛門 酒井春之丞他 一三三 あい		
半	半		
橋本周右衛門	酒井春之丞他 一三三 あい		
半	縦		
何国 酒造米高帳(雛形)	勘定所 一冊	二四 一三 い	
包 紙	二五 あ お		
酒造分株之義問合答書共	一冊		
包 紙	五通		
覚(下書)	大河原 切 紙 一通 一五 う		
(公儀御祝いの節配當金覚) 酉年十一月三日	橋本 切 紙 一通 一五 え		
御内々御問合控	大河原 切 紙 一通 一五 う		

天保四(一八三三)年の時点で、「先年より此方様ニ酒造株三拾石有之候得共、右大元書付者不相見候」とある ように、酒造株三〇石の根拠はわからなくなっていた。しかしこの数字は、天明八(一七八八)年、享和元(一八〇一)年、天保八(一八三七)年に幕府勘定所へ休株として届出しているものである。実際の株の運用は届出とは別なものであつたらしく、天保七(一八三六)年には切替えと称して、四人に合計二石七斗の株を許し、冥加	高木修理内 三輪佐七 要部 二五 お	大河原 切 紙 一通 一五 え
覚(下書)		
(公儀御祝いの節配當金覚) 酉年十一月三日		
切 紙 一通		

金一〇両三朱をとつてゐる。

(17) 学区取締

この項には一三八点の史料が分類されているが、直接学区取締に関するものは五九点である。そのほかは、明治六(一八七三)年に設立された基業学校への寄付金などに關するもので、高木貞正が学区取締になる以前に教育に何らかのかたちで関与したときの史料、あるいは学区取締を辞めてからの教育関係の史料である。

高木貞正は明治九(一八七六)年から同一二(一八七九)年まで第三一番中学区取締を務める。一般に学区取締は地方の「名望家」、「資産家」が任命される例が多いが、旧領主が任命されたことは注目にあたいる。この点を考えていくにあたって、もちろん、学区取締に就任する前の教育とのかかわりかたも忘れるることはできない。

残っている史料は系統性があるとはいえない。そのなかでも明治一一(一八七八)年の『学事統計表』は、舊義学校、不破郡玉村学校、同郡伊吹学校の分があり、比較的まとまつた史料である。あとは教員人事に關するもの、学校當締に關するもの、教育経費に關するものなどである。

(18) 郡長

高木貞正が多芸上石津郡長を務めたのは、明治一二(一八七九)年から同二六(一八九三)年までの一四年間である。郡長關係文書も前項と同じく、系統的な残りかたはしていない。それはいうまでもなく、近世におけるような文書と家との関連は、近代的諸制度の確立とともに清算されており、公と私の區別がまがりなりにも

着けられていることを反映している。

明治二五（一八九三）年四月付『〔各町村長助役議員等所屬会派調書下書〕』は興味深い史料である。郡書記が作成し、郡長名で県知事に提出すべき調査である。「着実」と「自由」と「改進」に区別されており、三四七名中「着実」派は九三・八%、「自由」派は五・七%、「改進」は〇・五%という具合であった。

(19) 日記

ここに分類した日記は明治期のものである。三種類に分けることができる。ひとつは高木貞正自身の日記であり、他のひとつは使用人による日記であり、最後は高木貞元の大正二（一九一三）年からはじまる一冊である。

貞正の日記は、まず明治五（一八七三）年四月から同一〇（一八七七）年一月までとびとびに四冊ある。つぎに同一二（一八七九）年三月一五日から同四一（一九〇四）年九月一八日から大晦日まで約半月分を欠くだけで、二九年分一八冊がある。このグループの日記は「郡役所開庁午前第九時出頭、事務取扱始ム」の記事ではじまっているように、郡長への就任が契機となっている。その内容も、明治二六（一八九三）年一二月二三日に退職するまでは主として郡長執務関係が中心となっている。前項の郡長関係史料をみるばあいは参考すべきである。使用人の書いた日記は、明治一〇（一八七七）年、同二年、同一三年、同一四年の四冊である。

（以上）